

静岡県立遠江総合高等学校 いじめ防止基本方針

平成 25 年 6 月 28 日にいじめ防止対策推進法公布以降、直近平成 29 年 3 月 14 日 いじめ防止等のための基本的な方針の改定に伴い、本校のいじめ防止基本方針を改定した。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する各学校の基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるよう規定している。

いじめ防止対策推進法第 13 条を受け、以下のように、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第 1 章 基本的な事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

第 2 章 組織の設置

- 1 構成
- 2 役割

第 3 章 いじめの防止 【いじめ防止年間計画】

- 1 未然防止のための対策
- 2 対策の検証と評価
- 3 学校として特に配慮を要する生徒の対応

第 4 章 いじめの早期発見 【いじめ防止年間計画】

早期発見のための措置

第 5 章 いじめに対する措置 【いじめ対応マニュアル】

- 1 早期の事実確認
- 2 組織的な対応
- 3 被害生徒の支援
- 4 加害生徒への指導
- 5 保護者対応
- 6 関係機関との連携
- 7 関係する学級・部活動等への指導支援

第 6 章 重大事態への対応 【いじめ対応マニュアル】

- 1 重大事態の認知
- 2 教育委員会への報告
- 3 調査組織による調査
- 4 被害生徒とその保護者への情報提供
- 5 報道対応

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめを「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめの表れとして、次のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団から無視される
 - ・体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、嫌なことをされる
- 等

2 いじめの理解

いじめであるかの判断はいじめられた子どもの立場に立つことが基本で、前出の定義にある「心身の苦痛を感じているもの」だけではなく、苦痛を表現できなかつたり、本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることと受け止め、事後的な対応の発想から、いじめが起こりにくいクラスや学校をつくるという未然防止へと切り替えることが重要である。
- (2) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- (5) 生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- (6) いじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって生徒が自主的に行うものに対する支援、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第2章 組織の設置

1 構成

いじめ防止推進法第22条により、「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」という）を以下の表のとおり設置する。

委員長	校長
常任委員	副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、生徒相談室長
委員	該当する加害生徒と被害生徒のクラス正副担任（年次部職員）、部活動顧問、そのほか校長が適当と判断した教員（校長による任命）
特別委員	スクールカウンセラー、学校医、PTA役員等学校関係者、生徒会代表生徒、心理・福祉分野の専門家、弁護士、警察経験者等、校長が適当と判断した者（校長による委嘱）

2 役割

委員会の役割は以下の表のとおりとする。

委員長	(1) いじめに該当すると判断した事案が発生した場合は速やかに委員会を招集する。 (2) 責任者として委員会を統括し、最終決定を行う。
常任委員	(1) 多方面から様々な情報を収集し、必要と判断した場合は委員長に報告する。 (2) 委員長の指示により行動し、委員長の決定を補佐する。 (3) 【いじめ防止年間計画】及び【いじめ対応マニュアル】を作成し、ホームページ等で公表して保護者や県民に広く周知する。 (3) 基本方針を定期的に検討し、改善する。 (4) 調査やアンケートを準備し、集計結果を委員会に提出する。 (5) 校内において、次の項目について重点的に取り組む。

	<p>ア 授業改善と学習規律の確立</p> <p>イ 道徳教育等の充実</p> <p>ウ 早期発見のための措置</p> <p>エ 相談体制の整備</p> <p>オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携</p> <p>キ 生徒会活動における規範意識の育成</p> <p>ク 特別な配慮を必要とする生徒への支援</p> <p>(7) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。</p>
委員	<p>(1) 委員長の指示により、常任委員と協力し、行動する。</p> <p>(2) 個別のいじめに対する措置として次の各項目を行う。</p> <p>ア いじめの事実確認</p> <p>イ いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援</p> <p>ウ いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導助言</p> <p>(3) 当該生徒の日頃の生活態度や家庭環境等の情報を収集し、背景を分析するなどして、委員会に報告する。</p> <p>(4) 当該生徒の指導や保護者との対応にあたる。</p>
特別委員	<p>(1) 専門知識を生かし、委員長が最適な判断をするための助言を行う。</p> <p>(2) 委員会の在り方について検証し、委員長に提案する。</p>

第3章 いじめの防止 【いじめ防止年間計画】参照

1 未然防止のための対策

いじめの未然防止のため、学校は生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 対策の検証と評価

委員会において、定期的な取組や対策を検証する機会を設け、評価をそれ以降の改善に活かすこととする。

学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならない。

3 学校として特に配慮を要する生徒の対応

本校として、指導計画の作成、スクールカウンセリング実施、定期的面談、授業での座席や板書等について、以下のとおり特に配慮を要する生徒の対応を積極的に行う。

- (1) 発達障害を含む、障害のある生徒
- (2) 海外からの帰国生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- (4) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故による避難生徒

上記生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第4章 いじめの早期発見 【いじめ防止年間計画】参照

早期発見のための措置

学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることとする。そのため、全職員は様々な情報を収集し、委員会に報告・共有する義務をもつ。

第5章 いじめに対する措置 【いじめ対応マニュアル】参照

1 早期の事実確認

以下に示す項目により、全職員は「いじめは許さない」という強い姿勢を示し、被害生徒を全面的に守り支援する意思を示す。いじめに関する様々な情報を共有し、生徒の規範意識の高揚、いじめの抑止効果、被害の最小化を図る。

- (1) 委員会は定期的な調査やアンケートを実施する。
- (2) 各クラス正副担任は所属する生徒に対し、定期面談を実施する。
- (3) 養護教諭は保健室からの情報、教育相談室長は相談室からの情報を、必要に応じて委員会に報告する。
- (4) 全職員は平素の学校生活における生徒観察を行い、生徒の変化をクラス正副担任（年次部職員）や系列の教職員、部活動顧問に報告相談する。
- (5) 全職員は保護者との情報交換から得られた情報や地域からの情報等を幅広く収集し、客観性の高い事実を確認する。また、自らの意識啓発はもちろん、保護者のそれにも積極的に取り組む。
- (6) 常任委員は、様々な方法を用いていじめ未然防止の意識喚起を促す措置を講ずる。

2 組織的な対応

- (1) いじめに関する全ての情報が委員会に集約され、全職員が必要な情報を共有できる体制を作り、全校をあげて組織的に対応する。
- (2) 生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめに関係したと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適

切な措置をとるものとする。

- (3) 学校がいじめに関する通報を受けたとき、又は在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- (4) 学校は生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以降「相談体制」という。）を整備するものとする。相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- (5) 委員長は被害生徒及びその保護者に対する支援、加害生徒に対する指導及びその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策を専門的知識に基づき適切に行えるよう、教職員の養成及び研修の機会を充実さなければならない。また、教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、又はいじめへの対処に関し助言を行うために派遣される者の確保等必要な措置を教育委員会に求めるものとする。

3 被害生徒の支援

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を継続的に、解消されるまで行うものとする。また、加害者について、被害者が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする等、被害者を徹底的に守り、その安全・安心を確保する責任を果たす。

解消とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、目安にかかわらず、委員会の判断により長期に再設定できるものとする。

4 加害生徒への指導

生徒がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えるものとする。

5 保護者対応

教職員が生徒及び保護者に対し、支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

要な措置を講ずるものとする。

また、保護者の責務についての意識を喚起する機会を積極的に作り、以下に示す内容を周知する。

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- (2) 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。
- (3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (4) (1)の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、(3)の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

6 関係機関との連携

学校医、薬剤師、PTA役員、学校評議員、専門医のいる医療機関、心理・福祉の専門家、所轄警察署又はスクールサポーター、弁護士事務所又は人権擁護団体等の関係機関と連携し、被害生徒及び保護者の支援だけでなく、加害生徒及び保護者への指導助言にあたる。その他関係機関に対して協力助言を求め、被害の最小化と再発防止を図る。

7 関係する学級・部活動等への指導支援

前項6に掲げた関連機関の協力・助言により、いじめの事案に関係した生徒が所属する学級の担任や部活動顧問は当該生徒のみならず、他の生徒にも十分配慮した上で指導にあたる。

第6章 重大事態への対応 【いじめ対応マニュアル】参照

1 重大事態の認知

以下に示すいずれかに該当する場合を「重大事態」と定義する。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

重大事態の認知に関しては、以下「3 調査組織による調査」に示すように、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとし、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と

連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

2 教育委員会への報告

学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、静岡県教育委員会に報告しなければならない。特に、関係者の特定や被害者及び加害者への聴き取り調査等に多くの時間を要することが予想される場合は、事実の確証が得られるまで待つことなく、随時報告相談するものとする。

3 調査組織による調査

質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、関係者を特定し、被害者及びその保護者の擁護支援、加害者及びその保護者への指導助言のため、関係者への聴き取り調査を行う。調査組織に関しては、学校の設置者である教育委員会から特別な指示のない限り委員会とし、委員長は委員会を臨時招集し、これらの指示を出す。

それらの結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

4 被害生徒とその保護者への情報提供

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。被害生徒とその保護者に対し、当該事態に係る調査結果等を提供する際は、事前に必ず委員会においてその内容を検討確認する。ただし、緊急の場合は、常任委員による会に代えることができるものとする。いずれも、教職員が最新情報を広く共有できるよう、最大限の配慮がされなければならない。

また、情報提供に際しては、個人情報保護を盾にした事実の隠蔽を疑われたり、責任の所在に関して疑義を抱かれたりしないよう、誠意をもって対応する。

5 報道対応

報道機関等からの取材へは主として副校長が対応する。その前後に必ず委員会において対応を検討確認する。ただし、緊急の場合は、常任委員による会に代えることができるものとする。いずれも、教職員が最新情報を広く共有できるよう、最大限の配慮がされなければならない。

なお、記者会見を開く場合は、主として対応する者、補佐する者、司会等、役割分担を明確化し、十分な打合せを行った上で、会見中及び会見後に事実の隠蔽や責任の所在等に関して疑義を抱かれないよう、誠意をもって対応する。